

1 第196回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第196回国会（常会）は、1月22日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、当初、6月20日までの150日間であったが、6月20日の衆議院本会議において、7月22日までの32日間延長することが議決され、最終的な会期は182日間となった。

(院の構成)

参議院では、1月22日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）が設置された。

5月8日、国民民主党の結成、希望の党の再結成等により会派の異動が生じたため、常任委員長に関する件等院の構成について調整を行い、同9日の本会議で内閣委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長及び国家基本政策委員長の辞任及び選挙が行われた。

会期延長後には常任委員長の解任決議案、特別委員長の問責決議案、議長不信任決議案が提出された。6月28日厚生労働委員長島村大君解任決議案が提出され、同日議院運営委員会で同決議案の委員会審査省略要求について否決、7月10日政治倫理の確立及び選挙制度に関する

特別委員長石井浩郎君問責決議案が提出され、翌11日議院運営委員会で同決議案の委員会審査省略要求について否決され、本会議に上程されなかった。7月18日提出された内閣委員長柘植芳文君解任決議案は同日の本会議において否決、同19日に提出された議長不信任決議案は同日の本会議において否決された。

(平成二十九年度補正予算)

召集日当日、平成二十九年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月30日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月31日から質疑が行われ、2月1日に同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

(政府4演説)

1月22日、衆参両院の本会議で、安倍総理大臣の施政方針演説、河野外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び茂木国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同24日及び25日、参議院で同25日及び26日にそれぞれ行われた。

(平成三十年度総予算)

平成三十年度総予算は、1月22日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決さ

れ、参議院に送付された。

参議院では、3月1日から予算委員会において質疑が行われ、3月28日に同総予算を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

（公文書管理の在り方）

森友学園に対する国有地売却をめぐる決裁文書、自衛隊イラク日報、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文書等、決裁文書の改ざんやかつての政府の国会答弁において存在しないとされた文書が存在していたことが明らかになるなど、今国会は、行政府の公文書管理の在り方が問われた国会と言える。

森友学園への国有地売却等に関しては、3月12日に財務省が決裁文書についての調査の結果を発表、3月27日予算委員会において森友学園に関する決裁文書書換え問題について財務省前理財局長の証人喚問が実施され、6月4日には財務省が本件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書を発表した。

決算委員会では、平成29年3月6日予算委員会から森友学園に対する国有地の売却等に関する状況について会計検査院へ検査要請を行い、同年11月22日報告書が提出されたが、検査の過程において財務省による決裁文書の改ざんを見逃すなどの結果となったことについて、6月18日、会計検査院に対し再発防止の徹底とともに検査体制の強化を求める決議を行った。

（党首討論）

国家基本政策委員会合同審査会（党首

討論）が5月30日及び6月27日に開会され、5月30日には枝野幸男立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党共同代表、志位和夫日本共産党幹部会委員長、片山虎之助日本維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で、6月27日には枝野幸男立憲民主党代表、大塚耕平国民民主党共同代表、志位和夫日本共産党幹部会委員長、片山虎之助日本維新の会共同代表、岡田克也無所属の会代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

国会審議の活性化を目的として平成12年の第147回国会に国家基本政策委員会が設置され、合同審査会（党首討論）が実施されてから今国会で19年目になるが、5月30日の党首討論終了後、枝野立憲民主党代表は記者会見で「今の党首討論という制度の歴史的意味は終えた」旨発言し、6月27日には党首討論において安倍内閣総理大臣が「歴史的使命が終わってしまった」旨発言するなど、党首討論の在り方について問題提起がなされることとなった。

（大臣問責決議案）

今国会の重要広範議案である働き方改革推進法案を所管する厚生労働大臣、IR整備法案を所管する国務大臣に対し、それぞれの法律案の委員会審査中に問責決議案が提出された。

厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案は働き方改革推進法案審議中の6月26日に提出され、翌27日の本会議で否決、国務大臣石井啓一君問責決議案はIR整備法案審議中の7月17日に提出され、翌18日の本会議で否決された。

（内閣不信任決議案）

7月20日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

(懲罰事犯)

7月20日の本会議において、IR整備法案の記名投票中、森ゆうこ君、山本太郎君、糸数慶子君が横断幕を掲げる行為を行ったことに対し、同日議長は懲罰事犯として懲罰委員会に付託した。議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例は第7回国会、第13回国会に次いで3例目である。本件は会期終了に伴い審査未了となった。

(参議院改革に向けた検討)

参議院改革協議会は平成29年2月10日に第1回の協議会が開かれて以降、今国会で16回の開会を数え、今国会においては、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」及び「参議院選挙制度の改革」について協議が行われた。

協議会は6月1日「参議院における行政監視機能の強化」について報告書を議

長に提出し、6月13日各会派代表者懇談会において当該報告書は了承された。報告書では、行政の適正な執行の監視、監督を参議院の活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むことが掲げられた。報告書に基づき、行政監視委員会の委員の増員等及び議院への報告を内容とする「参議院規則の一部を改正する規則案」が7月20日議決された。

参議院選挙制度の改革については、参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会、参議院改革協議会、各会派代表者懇談会での協議を経たが、各会派の意見は一致しなかった。その後、各会派から公職選挙法改正案(参第17号、参第21号、参第22号、参第24号及び参第25号の5案)が提出され、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論された結果、参第17号が可決され、本会議、衆議院での議論を経て成立した(衆参での審査の概要は、後述3(11)参照)。

2 予算・決算

(1) 平成二十九年度補正予算

平成二十九年度補正予算2案は、1月22日、衆議院に提出され、同26日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、予算委員会において、1月29日から質疑を行った。同30日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

1月30日の本会議において、討論を行

い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月31日及び2月1日に総括質疑を行い、同日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月1日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（２）平成三十年度総予算

平成三十年度総予算３案は、１月２２日、衆議院に提出され、同２６日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、２月２日から質疑を行った。同２８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

２月２８日の本会議では、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、自由党、社会民主党・市民連合の５会派が提出した予算委員長河村建夫君解任決議案について否決した後、総予算３案が議題とされ、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合の６会派が提出した編成替動議の趣旨弁明の後、総予算３案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算３案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、３月１日及び２日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同１５日、１６日、及び２０日に行った（財務大臣及び関係大臣出席）。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、３月５日（働き方改革・内外の諸情勢）、８日（安全保障・内外の諸情勢）、１４日（ＴＰＰ・経済財政・内外の諸情勢）、１９日（公文書管理・行政の在り方等）、２６日（安全保障・内外の諸情勢）及び２８日（安倍内閣の基本姿勢）に行った。

また、３月１３日に公聴会を行ったほか、

同２２日及び２３日には各委員会における委嘱審査を行った。

３月２８日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

３月２８日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算３案は可決され、成立した。

（３）平成二十八年度決算

平成二十八年度決算外２件は、第１９５回国会の平成２９年１１月２１日に提出された後、参議院では、第１９５回国会の平成２９年１２月４日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年４月９日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、４月１６日から６月４日まで６回にわたり省庁別審査を、６月１１日に准総括質疑を行い、同１８日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度決算は是認することとし、８項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成二十八年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十八年度の国有財産関係２件は、いずれも是認すべきものと決定した。

６月２７日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十八年度国有財産関係２件は

いずれも是認することに決した。

なお、4月16日の決算委員会では、平成二十七年度決算に関する本院の議決等について政府及び最高裁判所の講じた措置の説明を聴取した。

また、6月11日の決算委員会では、平成二十八年度予備費関係3件について、概要説明を聴取した後、平成二十八年度

決算外2件と一括して質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6月13日の本会議において、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出65件、継続1件のうち、61件が成立した(成立率92.4%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出25件のうち、4件が成立した(成立率16.0%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出46件、継続6件のうち、16件が成立した(成立率は30.8%)。

条約は、今国会提出11件の全てが成立した(成立率100.0%)。

決議案は、今国会提出7件のうち、1件が成立した(成立率14.3%)。

(1) 平成三十年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第1号)は2月2日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」(閣法第8号)及び「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第9号)は同6日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託さ

れた財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、2月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、閣法第1号は討論の後、可決され、また閣法第8号及び同第9号は討論の後いずれも可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきもの

と決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、3月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、閣法第1号は、討論の後、可決され、また、閣法第8号及び同第9号は、いずれも可決され、上記3法律案は成立した。

(2) 国際観光旅客税法案

国際観光旅客税を創設するため、2月2日、「国際観光旅客税法案」(閣法第2号) 法案が衆議院に提出された。

衆議院では、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同23日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

3月9日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月4日の本会議において趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会において同5日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(3) 生産性向上特措法案

近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間を実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講ずるため「生産性向上特別措置法案」(閣法第21号) が、2月9日、衆議院に提出された。同法律案は、同じく2月9日に提出された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」(閣法第22号) とともに審議された。

衆議院では、4月3日の本会議で閣法第21号及び同第22号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

4月17日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月18日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月15日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

(4) バリアフリー法改正案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、事業者等への計画作成の義務付け、市町村による移動等円滑化の促進等を主な内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第23号)が、2月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月11日に趣旨説明を聴取し、同13日より質疑を行った。同18日に質疑を終局した後、立憲が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会において、同15日に趣旨説明を聴取し、同17日質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(5) 森林経営管理法案

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講

ずるため、3月6日、「森林経営管理法案」(閣法第38号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、「独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案」(閣法第39号)と一括議題とされ、4月5日趣旨説明を聴取し、同11日から質疑を行った。同17日に質疑を終局し、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月16日の本会議において、閣法第38号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣法第38号及び同第39号が付託された農林水産委員会において、同17日に両法律案について趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同24日に質疑を終局し、両法律案について討論を行い、採決の結果、両法律案は可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

(6) 生活困窮者自立支援法改正案

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るための措置を講ずるため、2月9日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」(閣法第20号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日に提出された「生活保護法等の一部を改正する法律案」(衆議院第9号)とともに、3月30日の本会議で

趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月4日より質疑を行った。閣法第20号について同25日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月1日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 民法改正案(18歳成人)

社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講ずるため、3月13日、「民法の一部を改正する法律案」(閣法第55号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、5月9日に趣旨説明を聴取し、同11日より質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で同31

日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(8) TPP11協定

アジア太平洋地域における貿易と投資の自由化・円滑化に加え、知的財産を始めとする幅広い分野で新たなルールを構築する環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の内容を米国を除く同協定署名11か国で実現するための法的枠組みとして、3月27日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第11号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案件が付託された外務委員会で、5月11日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同18日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同案件を承認すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同案件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案件が付託された外交防衛委員会で、同5日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同案件を承認すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同案件は、

討論の後、承認された。

(9) TPP協定整備法改正案

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行うため、3月27日、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第62号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同16日より質疑を行った。同18日には内閣委員会、農林水産委員会連合審査会が開会され、同23日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月24日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同19日には内閣委員会、農林水産委員会連合審査会が開会され、同28日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(10) 働き方改革推進法案

労働者がそれぞれの事情に応じた多様

な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するための措置を講ずるため、4月6日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」(閣法第63号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、5月2日より質疑を行った。同9日には、同8日に提出された「雇用対策法の一部を改正する法律案」(衆第14号)、「労働基準法の一部を改正する法律案」(衆第15号)、「労働契約法の一部を改正する法律案」(衆第16号)及び「労働基準法等の一部を改正する法律案」(衆第17号)の趣旨説明を聴取し、同9日より閣法第63号、衆第14号、衆第15号、衆第16号及び衆第17号を一括して議題とし質疑を行った。同23日には自民、公明及び維新が共同で提出した閣法第63号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、同日より修正案も議題に含め質疑を行った。同25日に閣法第63号及び修正案について質疑を終局した後、採決の結果、修正案を可決し、閣法第63号を修正議決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、閣法第63号は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同5日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質

疑を行った。同7日には、4月27日に提出された「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（参第9号）の趣旨説明を聴取し、同7日より閣法第63号及び参第9号を一括議題として質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、閣法第63号を可決すべきもの、参第9号を否決すべきものと決定した。

6月29日の本会議において、両法律案は、討論の後、閣法第63号は可決され、成立し、参第9号は否決された。

(11) 公職選挙法改正案（定数6増）

参議院議員の選挙制度の改革を目的とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」については各派から提出され、いずれの法律案も政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。

自民・無ク案（参第17号）は6月14日に提出、7月5日委員会付託、公明案（参第21号）及び民主案（参第22号）は7月4日提出、同5日委員会付託、維新案（参第24号）は同6日提出、同日委員会付託、立憲・希党案（参第25号）は同9日提出、同日委員会に付託された。

7月6日、参第17号、参第21号、参第22号及び参第24号についてそれぞれ発議者から趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。7月9日、参第25号について発議者から趣旨説明を聴取した後、参第17号、参第21号、参第22号、参第24号及び参第25号について質疑を行い、参第21号について質疑を終局した後、採決の結果、否決すべきものと決定した。7月11日、参第17号、参第22号、参第24号及び参第25号について質疑を行い、自民から、

参第17号について、質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決することの動議が提出されたが、同時に、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君の不信任の動議が民主、立憲、共産、希会及び沖縄から提出されたため、倫理選挙特別委員長不信任動議について趣旨説明聴取の後、討論を行い、採決の結果、本動議は賛成少数によって否決された。その後、参第17号について自民提出の動議が可決され、参第17号について採決に入り、同法律案は可決すべきものと決定した。

7月11日の本会議において、参第17号について討論を行い、採決の結果、参第21号については否決、参第17号について可決され、参第17号は衆議院に送付された。

衆議院では、7月13日、参第17号は政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、同日発議者から趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同17日、同法律案に対する質疑を終局し、採決の結果、可決すべきものと決定した。

7月18日の本会議で、討論の後、採決の結果、可決され、参第17号は成立した。参第22号、参第24号及び参第25号は審査未了となった。

参第17号は参議院議員の定数の改正（6人増員）、参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正を行うことを内容とする。

(12) IR整備法案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観

光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、4月27日、「特定複合観光施設区域整備法案」（閣法第64号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付

された。

参議院では、7月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同19日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月20日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(13) 決議案

参議院では、7月11日の本会議で、平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案が可決された。

4 調査会

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月6日に2年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、6月8日の本会議で各調査会長等が報告を行った。

5 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された21機関55名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(2) 憲法審査会

2月21日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

(3) 情報監視審査会

情報監視審査会は7回開催された。2月20日及び4月3日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について上川国務大臣に質疑を行い、4月27日には特定秘密の指定及びその解

除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件及び本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府から説明を聴いた後、上川国務大臣及び政府に対し質疑を行った。このほか、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件、本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関す

る件について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

（４）参議院改革協議会

参議院改革協議会は第196回国会において6回開催され、6月1日、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、参議院規則の改正を含む提言をとりまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

5月9日には、選挙制度に関する専門委員会報告書について専門委員長から報告を聴取し、6月1日及び同8日、参議院選挙制度の改革について協議を行い、同8日、現段階での協議の状況について議長に報告することを決定した。

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は第195回国会閉会期間中に1回、第196回国会において5回開催された。5月7日、専門委員長から参議院改革協議会座長に対し、参議院選挙制度の改革について、平成29年5月12日から平成30年4月27日まで17回にわたり行われた議論を整理した報告書が提出された。

（５）各会派代表者懇談会

各会派代表者懇談会は、6月13日、同14日及び7月4日の3回開催された。参議院における行政監視機能の強化について、6月13日に参議院改革協議会報告書が了承され、同報告書を受け、7月20日「参議院規則の一部を改正する規則案」が議決された。

一方、参議院選挙制度の改革については、3回にわたり協議が行われたが各会派の意見は一致せず、議長は具体案のある会派は法律案を提出し、委員会におい

て議論を進めることを要請した。